

附 則



附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(宇部市上下水道局給水装置等の設計施工事務取扱要綱の廃止)

2 宇部市上下水道局給水装置等の設計施工事務取扱要綱(平成26年上下水道要綱)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に宇部市上下水道局給水装置等の設計施工事務取扱要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

